



令和7年 8月25日(月)
(2025年) No. 16451 1部377円(税込み)

発行所

一般社団法人 発明推進協会

東京都港区虎ノ門2-9-1

虎ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス

郵便番号 105-0001

[電話]03-3502-5493

発明推進協会ウェブサイト <https://www.jiii.or.jp>

特許ニュースは

●知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術
予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年75,090円 6カ月39,165円
(税・配送料込み)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆主要判決紹介・解説 [東京知裁] [上]…… (1)

主要判決紹介・解説

〈東京地方裁判所〉

消極的確認請求事件(本訴事件)・損害賠償請求反訴事件(反訴事件)
(環状タンパク質チロシンキナーゼ阻害剤-原告の本訴請求はいずれも却下され、被告(反訴原告)の反訴請求は棄却された事例) [上] (全2回)

ー令和5年(ワ)第70527号、令和6年(ワ)第70016号、令和7年5月15日判決言渡ー

事案の概要

本件本訴は、原告製品を製造販売する原告が、発明の名称を「環状タンパク質チロシンキナーゼ阻害剤」とする発明に係る本件特許(特許第3989175号)の特許権者である被告に対し、存続期間の延長登録を受けた本件特許権の効力は、原告による原告製品の生産等に及ばない旨を主張して、主位的にはその旨の確認を求めると共に、予備的に、被告が原告に対して本件特許権に基づく差止請求権及び本件特許権侵害の不法行為に基づく損害賠償請求権をいずれも有しないことの確認を求める事案である。

本件反訴は、被告が、原告製品は本件特許の請求項9記載の本件発明の技術的範囲に属し、延長後の

M&M[®]
MIYOSHI & MIYOSHI

三好内外国特許事務所

情報社会の魁となるスマート知財を開発します

東京 虎ノ門

京都

所員数

約180名

在籍弁理士

49名

www.miyoshipat.co.jp

会長

弁理士 三好 秀和

所長 兼 CEO

弁理士 原 裕子

上席副所長 兼 COO

弁理士 森 太士

上席副所長・訟務室室長

弁理士 廣瀬 文雄

副所長

弁理士 工藤 理恵

弁理士 西澤 一生

弁理士 松本 隆生

上席所長代理

弁理士 大淵 一志

所長代理

弁理士 河原 正子

弁理士 渡邊富美子

弁理士 須永 浩子

弁理士 木村 達哉

弁理士 加藤 澄恵

弁理士 栗原 康浩

参与

弁理士 伊藤 正和

知的財産フロンティア研究所 所長

弁理士 高橋 俊一

知的財産研修センター センター長

弁理士 高松 俊雄

知的財産戦略研究所 理事長

弁理士 澤井 敬史

常勤相談役

弁理士 豊岡 静男

特別相談役

弁理士 寺山 啓進

顧問 梶井 隆

顧問 細川 覚

弁理士 堀 雅

弁理士 池田 清志

(中小企業診断士)

弁理士 大森 拓

弁理士 高島 信彦

弁理士 安藤 直行

弁理士 洞井 美穂

弁理士 魚路恵里子

弁理士 山下下勝広

顧問 安原 二良

(京都事務所室長代理)

弁理士 山中 裕子

弁理士 鈴木 吉治

弁理士 山本 哲朗

弁理士 日野 光章

弁理士 大熊 惠美

弁理士 原田 雅美

弁理士 駒場 大視

顧問 小川 輝

弁理士 窪利 修

弁理士 下田 憲次

弁理士 小平 晋

弁理士 高橋 敦士

弁理士 平井 邦夫

弁理士 前島 一夫

顧問

弁理士 松永 宣行

弁理士 鹿又 弘子

弁理士 大坂 雅浩

弁理士 辻 徹二

顧問

弁理士 バット・ヴィニツ

中国弁理士 鍾 晶

(Zhong Jing)

米国弁理士 吉田 正子

知的財産戦略研究所 所長

顧問

顧問 森 棚橋 祐治